

平成20年度 財団法人尾瀬保護財団事業計画  
(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

## 1 実施方針

尾瀬の自然環境及び利用の現況並びに財団のこれまでの取り組みの経緯等を踏まえ、今後の尾瀬のあるべき姿を展望しながら、尾瀬関係者との緊密な連携の下に、次に掲げる事項を重点目標として、尾瀬の保護とその適正利用を推進する。

### 【重点目標】

- (1) 「尾瀬ビジョン」の普及及び諸対策の実施及び進行管理のための調整
- (2) 尾瀬の保全に対する理解の促進及び尾瀬を通じた質の高い環境教育の推進
- (3) 拡張区域における保護と適正利用の推進
- (4) 平日・分散利用等の推進による尾瀬の保全と入山者の快適性確保
- (5) 植生の復元及び至仏山対策の推進
- (6) ビジターセンター運営体制の充実による機能強化
- (7) 尾瀬認定ガイド制度の構築
- (8) 尾瀬に関する積極的な情報発信とそのためのツールの充実
- (9) 尾瀬及び財団に対するサポート体制の構築・強化

## 2 事業計画

### (1) 利用者啓発事業

尾瀬の適正利用を進めるため、入山者に対し、尾瀬にふさわしい利用マナーの啓発を行うとともに、繊細で貴重な尾瀬の自然について理解を深めるための自然解説等を行う。

#### ① 入山者啓発事業

##### ア 入山口啓発

尾瀬の環境美化や入山マナーの向上を図るため、主要入山口（鳩待峠口・沼山峠口・大清水口・滝沢口・馬坂峠口・猿倉口）において、尾瀬ボランティアの協力の下に、入山マナーの啓発、利用案内などを行うとともに、関係自治体や山小屋組合等と連携しながら、ごみの持ち帰り運動等を実施する。

##### イ 尾瀬ボランティアの活動支援

主要入山口での啓発活動、お話しボランティア（定点解説）など、ボランティア活動の充実強化を図るため、活動の調整や拠点の整備を行うとともに、尾瀬ボランティアの資質向上を目的とした研修会等を開催する。

##### ウ ガイド利用の普及・促進

入山マナーの向上、質の高い自然体験、安全確保等を図るため、ガイド利用の普及・促進を図る。

##### (ア) 尾瀬認定ガイド制度の構築

ガイド利用による自然体験やエコツアーなどを通して、尾瀬の自然環境の保全を図るため、ガイド資格の認定制度の検討を進め、認定制度の運営を支援する。

#### (イ) 尾瀬ガイドネットワーク事業

尾瀬にふさわしいガイド事業者の育成・レベル向上を図るため、尾瀬ガイドネットワーク会員を対象に、相互の連携強化を図るとともに、ガイドロールの普及や課題解決及びガイド技術の向上に関する研修会等を開催する。

#### (ウ) 尾瀬自然解説ガイド

ガイド利用の魅力、有用性等を利用者に啓発し、その普及を図るため、尾瀬自然解説ガイド（尾瀬ボランティアを母体に養成）によるガイド活動を実施する。

### ② 自然解説事業

#### ア 自然解説事業

適正利用を啓発するとともに、利用者が尾瀬の自然の大切さについて認識を深めることを目的として、尾瀬沼及び尾瀬山の鼻の両ビジターセンターの職員等により、自然解説活動を実施する。

#### イ 環境教育・エコツーリズム推進事業

入山者に、より深い自然体験を提供するとともに、尾瀬の自然環境の保全と周辺地域の振興を図るため、環境教育、エコツーリズムの推進を図る。

### ③ 研修事業

#### ア 指導者の養成

職員の資質向上を図り、指導者として養成するため、各種研修会に派遣する。

#### イ 導入研修（新規採用職員等研修）

円滑な業務運営を図るため、新規職員を対象に、財団職員としての心構え、業務内容及び国立公園制度などの研修を実施する。

#### ウ 救急救命研修

中高年の入山者が目立つ中で、入山者の安全・安心を確保するため、ビジターセンター職員を対象に応急手当、体外式除細動器（AED）操作訓練等を内容とする救急救命研修を実施する。

### ④ 啓発PR事業

#### ア 機関誌の発行

四季折々の自然、財団の活動状況、その他尾瀬に関する幅広い情報を関係者や一般の方々等に提供するため、機関誌「はらかな尾瀬」を引き続き刊行する。

#### イ 尾瀬フォーラム、「わたしの尾瀬」フォトコンテスト、写真展等の開催

尾瀬の魅力を広く一般に伝えるため、福島、前橋、新潟の各NHK放送局等と共催でフォトコンテストを実施するとともに、その入選作品の写真展を3県を中心に開催する。

また、尾瀬の自然や財団活動に対する一般の方々の理解を深めるため、「第10回尾瀬フォーラム」を開催する。

#### ウ 啓発リーフレット等の作成・配布

利用分散化の推進を図るため、尾瀬地域の交通対策等のリーフレットを作成し、関係機関・団体及び入山者等に配布する。

#### エ ホームページの管理運営

尾瀬の保護と適正利用を推進するとともに、財団の活動を周知するため、タイムリーな自然情報や財団の財務等の情報をホームページに掲載する。

## (2) 環境保全事業

### ① 植生復元事業

荒廃した湿原等の植生を復元・保全するため、尾瀬沼地区や燧ヶ岳北面などの植生荒廃地について、事業を実施する。

### ② 至仏山保全対策

至仏山保全対策会議において至仏山の保全について広く検討するとともに、植生や登山道の荒廃対策を検討する。

また、至仏山の植生環境の基礎データを収集するための気象観測業務を実施する。

### ③ 山ノ鼻地区気象観測

山ノ鼻地区の気象を観測し、データを整理する。

## (3) 施設管理事業

公園施設の安全・快適な利用を図るため、環境省、群馬県等から委託を受け、施設の維持管理等及び入山者に対する情報提供を行う。

### ① 施設維持管理事業

#### ア ビジターセンターの管理運営

(ア) 尾瀬沼ビジターセンター等管理運営

(イ) 尾瀬山の鼻ビジターセンター管理運営、展示リニューアル

#### イ 公衆トイレの維持管理

(ア) 山の鼻公衆トイレ管理

(イ) 竜宮公衆トイレ管理

(ウ) 尾瀬沼集団施設地区公衆便所管理

### ② 利用対策事業

利用者の安全を確保するため、災害等による通行止めなど、必要に応じて案内板に掲示するとともに、安全ルートへの誘導サインを設置する。

## (4) 調査研究事業

### ① 尾瀬国立公園利用適正化推進事業

尾瀬の自然環境を保全していくため、依然として特定の時期や場所に入山者が集中している現状を踏まえ、利用の適正化を図るための対策を実施するとともに、安全で快適な利用方策について調査研究を行う。またツキノワグマについての生息状況調査を行うとともに対策マニュアルを策定し、マニュアルに基づいた危険回避対策を実施する。

### ② 尾瀬国立公園協議会

尾瀬ビジョンの進行管理と21世紀の新しい尾瀬国立公園づくりを進めるため、「尾瀬国立公園協議会」において、その対策について検討し、調整を行う。

## (5) 顕彰事業

湿原に関する学術研究を奨励し、優れた業績を挙げた者に対し尾瀬賞を授与するため、若手研究者から論文を募集する。

## (6) 友の会事業

財団活動に対する支援を幅広く求めるため、会員増加に努める。

## (7) 財団の運営

### ① 理事会、評議員会の開催

事業計画、予算、その他重要事項等について審議を行うため、通常理事会、評議員会を6月と3月に開催する。

なお、南会津町長が平成20年3月に理事に選任されれば、同町が当財団の運営にも参画する見込みである。

### ② 尾瀬サミットの開催

財団役員をはじめ尾瀬関係者が一堂に会し、尾瀬に関する問題等について話し合うため、「尾瀬サミット2008」を開催する。

開催時期：8月下旬      開催場所：檜枝岐村

### ③ 企画運営委員会の開催

財団が取り組むべき事業や懸案事項などについて検討するため、財団関係者からなる企画運営委員会を開催する。

### ④ 尾瀬国立公園関係者連絡会議の開催

尾瀬関係者が情報を共有し、緊密な連携の下で公園事業等の円滑な推進を図るため、環境省、3県1市2村、東京電力、山小屋組合等を構成員とする連絡会議を開催する。

### ⑤ 寄付金の募集

財団事業の充実と財政基盤の強化を図るとともに、尾瀬に対する幅広い支援を求めるため、特定公益増進法人の認定制度を活用し、寄付の案内文書の送付や訪問などにより企業・団体等に対し積極的に寄付を募る。

## (8) 物品の販売（特別会計）

尾瀬の自然環境保全のPRと財団の財源確保のため、ガイドブックなどの書籍、地図及びフォトカレンダー等の販売を行う。

## (9) その他

### ○ 尾瀬カードの募集

財団の活動財源を安定的に確保するため、信販会社と提携して「尾瀬カード」の発行を引き続き促進する。

### ○ 尾瀬国立公園記念事業

新しい国立公園の実現を祝うとともに、広く国民への周知を図るため、尾瀬国立公園記念事業実行委員会が実施する、「記念国際シンポジウム」の開催、「尾瀬のお花発見チェックマップ」制作などの記念事業への負担等を行う。